

(参考資料)

狩野川東部浄化センター下水汚泥処理業務委託

業務仕様書

第1条 (目的)

この仕様書は、下水汚泥（以下「汚泥」という。）の適正な処理を図ることを目的とする。

第2条 (処理期間)

処理期間は 令和 年4月1日 から 令和 年3月31日 までとする。

(土日祝日、年末年始及び法で定める休日を含む)

第3条 (搬出場所)

狩野川東部浄化センター（静岡県田方郡函南町間宮 地内）

第4条 (汚泥の性状等)

汚泥の性状等は、次のとおりである。

項目	内容
種類	汚泥
形状	固形
荷姿	バラ
重金属の有無	有（産業廃棄物に係る判定基準値以下）
含水率	概ね 77%程度
特性	汚泥に亜鉛含有消臭剤を使用

第5条 (汚泥の処分方法)

汚泥の最終的な処分方法は、リサイクルとする。

第6条 (業務の履行にかかわる留意事項)

業務履行に当たっては、次の事項を留意しなければならない。

- 業務履行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）他関係法令を遵守し、不法行為を行ってはならない。
- 受注者の使用する搬出・運搬車両は、汚泥処理棟ホッパー室（仕切りカーテン内）にコンテナを装着した状態で進入可能な最大車高 300cm 以下の車両を基本とする。
- 天蓋付きのコンテナの使用が望ましいが、ダンプ積み込み等の天蓋のない場合は汚泥や臭気が外部に漏れないような措置を講ずること。
- 積み込み日時は、発注者の搬出計画に基づき、他の契約処理業者と調整の上、発注者と受注者が協議し決定するものとする。

- (5) 1回に積み込む汚泥重量は**8.5トン程度**を基本とし、発注者と協議の上決定するものとする。(一日の搬出予定量は17トン程度)
- (6) 搬出時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までの間とする。  
(工事の関係で、搬出時間が変更となる可能性あり)
- (7) 車両への積み込みは、原則として監督員等の立会いのもとに行うものとする。
- (8) 場内は、所定のコースを走行し、時速**15km/h**以下とすること。
- (9) 運搬途上において、積み替えや他の廃棄物と混載してはならない。
- (10) 業務履行においては関係法令を遵守すること。また、地元住民に迷惑のかからないよう充分配慮すること。
- (11) 受注者は、処理施設の事故等により予定していた下水汚泥処理が困難となる事態が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (12) 発注者は、必要に応じて汚泥に関する情報を受注者に通知するものとする。

#### 第7条 (業務責任者)

受注者は、業務上の責任者を選定し速やかに届け出ること。

#### 第8条 (業務実施計画書)

受注者は、委託業務契約締結後7日以内に業務実施計画書を提出すること。

#### 第9条 (報告)

受注者は、毎月の処理量を所定の様式により、翌月10日までに発注者に報告すること。

#### 第10条 (予定数量)

発注者は、業務期間中に契約上の予定数量を超過する見込みとなった場合、速やかに協議書その他必要な資料を受注者に提出し協議するものとする。

#### 第11条 (産業廃棄物管理票)

本業務における産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、電子マニフェスト(JWNET)により運用するものとする。

#### 第12条 (数量の確認)

受注者は、発注者から発生する汚泥を受け入れる前に、計量証明事業者又は計量検定済みの計量器計量証明書を提出しなければならない。運搬量及び処分量は、その証明された数量により確定するものとする。なお、計量に関する費用はすべて受注者の負担とする。

#### 第13条 (再委託の禁止)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

(参考資料)

狩野川西部浄化センター下水汚泥処理業務委託

業務仕様書

第1条 (目的)

この仕様書は、下水汚泥（以下「汚泥」という。）の適正な処理を図ることを目的とする。

第2条 (処理期間)

処理期間は 令和 年4月1日 から 令和 年3月31日 までとする。

(土日祝日、年末年始及び法で定める休日を含む)

第3条 (搬出場所)

狩野川西部浄化センター（静岡県沼津市原 地内）

第4条 (汚泥の性状等)

汚泥の性状等は、次のとおりである。

項 目	内 容
種 類	汚 泥
形 状	固 形
荷 姿	パ ラ
重 金 属 の 有 無	有 (産業廃棄物に係る判定基準値以下)
含 水 率	概ね 75%程度
特 性	特 に な し

第5条 (汚泥の処分方法)

汚泥の最終的な処分方法は、リサイクルとする。

第6条 (業務の履行にかかわる留意事項)

業務履行に当たっては、次の事項を留意しなければならない。

- (1) 業務履行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）他関係法令を遵守し、不法行為を行ってはならない。
- (2) 受注者の使用する搬出・運搬車両は、天蓋付きのコンテナの使用が望ましいが、ダンプ積み込み等の天蓋のない場合は汚泥や臭気が外部に漏れないような措置を講ずること。
- (3) 積み込み日時は、発注者の搬出計画に基づき、他の契約処理業者と調整の上、発注者と受注者が協議し決定するものとする。
- (4) 1回に積み込む汚泥重量は**9.5トン程度**を基本とし、発注者と協議の上決定するものとする。（一日の搬出予定量は37トン程度）

- (5) 搬出時間は、原則として午前2時00分から午後4時30分の間とする。
- (6) 車両への積み込みは、原則として監督員等の立会いのもとに行うものとする。
- (7) 場内は、所定のコースを走行し、時速15km/h以下とすること。
- (8) 運搬途上において、積み替えや他の廃棄物と混載してはならない。
- (9) 業務履行においては関係法令を遵守すること。また、地元住民に迷惑のかからないよう充分配慮すること。
- (10) 受注者は、処理施設の事故等により予定していた下水汚泥処理が困難となる事態が発生した場合は速やかに発注者に報告すること。
- (11) 発注者は、必要に応じて汚泥に関する情報を受注者に通知するものとする。

#### 第7条（業務責任者）

受注者は、業務上の責任者を選定し速やかに届け出ること。

#### 第8条（業務実施計画書）

受注者は、委託業務契約締結後7日以内に業務実施計画書を提出すること。

#### 第9条（報告）

受注者は、毎月の処理量を所定の様式により、翌月10日までに発注者に報告すること。

#### 第10条（予定数量）

発注者は、業務期間中に契約上の予定数量を超過する見込みとなった場合、速やかに協議書その他必要な資料を受注者に提出し協議するものとする。

#### 第11条（産業廃棄物管理票）

本業務における産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、電子マニフェスト（JWNET）により運用するものとする。

#### 第12条（数量の確認）

受注者は、発注者から発生する汚泥を受け入れる前に、計量証明事業者又は計量検定済みの計量器計量証明書を提出しなければならない。運搬量及び処分量は、その証明された数量により確定するものとする。なお、計量に関する費用はすべて受注者の負担とする。

#### 第13条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。